

高知県有機農業推進協議会負担金交付要綱一部改正 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
第 1 条～第 15 条 （略） 附 則 （施行期日） 1 この要綱は、令和 6 年 6 月 28 日から施行する。 （失効期限等） 2 この要綱は、令和 <u>8</u> 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき交付された負担金については、第 6 条第 2 号及び第 6 号から第 8 号まで、第 8 条第 3 項、第 10 条並びに第 14 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。 <u>附 則</u> <u>この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。</u>	第 1 条～第 15 条 （略） 附 則 （施行期日） 1 この要綱は、令和 6 年 6 月 28 日から施行する。 （失効期限等） 2 この要綱は、令和 <u>7</u> 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき交付された負担金については、第 6 条第 2 号及び第 6 号から第 8 号まで、第 8 条第 3 項、第 10 条並びに第 14 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。 <u>（追加）</u>